

正会員の退会について

医療法人社団康心会 茅ヶ崎新北陵病院（一般44床 療養108床）

院長 中谷 速男

2025年1月31日 閉院

公益社団法人神奈川県病院協会 定款（抜粋）

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （1） この法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3） その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- （2） 総正会員が同意したとき。
- （3） 当該会員が所属する病院が閉鎖され、又は神奈川県外に移転したとき。**
- （4） 当該会員が死亡し、又は解散したとき。